

目次（令和7年度版）

高圧ガス製造事業所の概要・・・・・・・・・・・・・・・・	-3-
過去2ヶ年の当該特定施設における変更工事の内容・・・・・・・・	-4-
製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準・・・・・・・・	-5-
容器置場の基準・・・・・・・・・・・・・・・・	-21-
第8条第3項の規定に適合する移動式製造設備から高圧ガスを受け入れる コールドエバポレーターに係る技術上の基準・・	-23-
圧縮天然ガスタンドに係る技術上の基準・・・・・・・・	-24-
製造の方法についての技術上の基準（その他の検査項目）・・・・・・・・	-27-
製造施設以外の事項・・・・・・・・・・・・・・・・	-30-
保安教育、定期自主検査、危害予防規程等について・・・・・・・・	-31-
危害予防規程の変更の履歴・・・・・・・・・・・・・・・・	-32-
保安管理組織表・・・・・・・・・・・・・・・・	-33-
保安検査周期表（参考事項）・・・・・・・・・・・・・・・・	-34-

記入上の注意

- 1 各項目の_____で示した箇所に求めた数値、記号または語句等を記入し、検査結果の「適」、
「不適」に○を付けてください。改善後に適となった場合等はその旨を余白に記入してください。
- 2 検査結果欄には、検査結果、措置等を具体的に記入してください。
- 3 該当しない項目については、検査結果欄に赤色で斜線を入れてください。
- 4 防液堤、温度上昇防止措置、ガス漏えい検知警報設備、防消火設備等で設備が複数設置されている等、記入が困難な場合には、設置の状況やその根拠を示してください。
- 5 規則・告示については、令和6年12月現在のものであり、今後、国の法令等の改正に伴って内容が変更されることがあります。
- 6 判定基準には、技術上の基準のほか例示基準の概要等を示しています。また、この保安検査記録は保安検査方法の概要を示したものです。検査方法の詳細は一般高圧ガス保安規則及び関係する告示、例示基準等及びKHK S 0 8 5 0 - 1を参照してください。
- 7 記入にあたってはS I 単位を用いてください。

高圧ガス製造事業所の概要

1. 製造する高圧ガス名及び処理能力（事業所全体）

製造施設名	ガス名	処理能力 (Nm ³ /日)	形態・使用目的	保安検査の基準日
合計				

※「保安検査の基準日」は、前回の保安検査証の「保安検査の年月日」を記載してください。なお、保安検査を受けたことがない施設については、空欄にしてください。

2. 保安検査対象の施設の事故履歴

製造施設名	事故発生年月日	事故の内容

3. 保安に係る取組状況（当該事業所におけるもの）

保安管理のための 危害予防規程以外の 規程、基準、手順書、 マニュアル等の整備 状況	
危険予知訓練、 ヒヤリハット等の 取組状況	

社内における委員会、研究会、ワーキング等の取組状況	
社外における委員会、研究会、訓練等への参加状況	
従業員へのOJTに関する取組状況	
上記各種取り組みに関する記録状況 他、得られた技術情報の整備状況	

4. 従事者数等

事業所 従業員数	名	高圧ガス 製造施設 従事者数	製造施設名（ ） _____名 製造施設名（ ） _____名 合計 _____名	製造保安 責任者免状 所有者数	名
-------------	---	----------------------	---	-----------------------	---

〔過去2ヶ年の当該特定施設の変更工事内容〕

番号	変更許可(届出年月日及び番号)	変更内容（なるべく項目ごとに記載すること）
	完成検査の年月日及び番号	
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		

製造のための施設の位置、構造及び設備についての技術上の基準（第6条第1項）

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第1号 (第6条の2第1項・第2項)	境界線、警戒標	(1) 境界線の明示 (2) 警戒標の掲示	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第2号 (第6条の2第1項)	保安距離	(1) 第1種保安物件に対する法定距離_____m 保安物件名：_____ (2) 第2種保安物件に対する法定距離_____m 保安物件名：_____	(1) 適 不適 実際の距離：_____ m (2) 適 不適 実際の距離：_____ m
第3号	火気取扱施設 可燃性ガス 特定不活性ガス	(1) 製造設備の外から火気取扱施設までの距離は8m以上 ガス名：_____ 火気取扱施設名：_____ (2) 8m未満の場合の措置方法：流動防止措置 or 連動装置 措置内容：_____ (3) 特定不活性ガスの場合：大臣が同等の安全性を有するものと認める措置 措置方法：_____	(1) 適 不適 実際の距離：_____ m (2) 適 不適 (3) 適 不適
第4号	設備間距離 可燃性ガス	(1) 可燃性ガスの高圧ガス設備相互間距離は5m以上 ガス名：_____ (2) 可燃性ガスの高圧ガス設備と酸素の高圧ガス設備間距離は10m以上 ガス名：_____	(1) 適 不適 実際の距離：_____ m (2) 適 不適 実際の距離：_____ m
第5号	可燃性ガスの貯槽間距離 可燃性ガス (貯蔵能力300 m ³ 又は3,000kg以上)	当該貯槽内のガス名：_____ 他の貯槽内のガス名：酸素、可燃性ガス（_____） 当該貯槽の最大直径：_____m 他の貯槽の最大直径：_____m 貯槽の最大直径の和の1/4：_____m ★ 規定の距離に満たない場合の措置 (イ) 1mに満たない場合：(a)又は(b)の措置を講じること。（組合せ可） (a) 水噴霧装置：全表面に均一に放射できるもの ・ 非耐火構造 表面積計_____m ² ×8 L/分・m ² = _____L/分以上	適 不適 実際の貯槽間の距離：_____ m (イ) (a)、(b) (a) + (b) (a) 噴霧能力： ____L/分・m ²

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		- 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 6.5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 - 耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 4 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (b) 消火栓：筒先圧力 0.35MPa 以上、放射能力 400 L/分以上、貯槽の外面から 40m 以内、いずれの方向からも放射できるもの - 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/30 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 - 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/38 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 - 耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/60 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 (v) 最大直径の和 1/4 距離に満たない場合：(a) 又は (b)、組合せ可 (1m に満たない場合を除く。) (a) 水噴霧装置：全表面に均一に放射できるもの - 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 7 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 - 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 4.5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 - 耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 2 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (b) 消火栓：筒先圧力 0.35MPa 以上、放水能力 400 L/分以上、貯槽の外面から 40m 以内、いずれの方向からも放射できるもの - 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/35 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 - 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/55 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 - 耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個}/125 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 ◎水噴霧装置等の操作位置：貯槽の外面から 15m 以上、かつ防液堤外 15m 未満の場合：安全な遮蔽装置 種類： _____ ◎同時に放射を必要とする最大水量で 30 分以上連続して放射ができる水量 必要水量： _____ m^3 水 源：水道水・井戸水・その他 (_____)	(b) 筒先圧力： _____ MPa 放水能力： _____ L/分 個 数： _____ 個 (v) (a)、(b) (a) + (b) (a) 噴霧能力： _____ $\text{L/分} \cdot \text{m}^2$ (b) 筒先圧力： _____ MPa 放水能力： _____ L/分 個 数： _____ 個 操作位置： _____ m 実際水量： _____ m^3

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第6号	貯槽の容易に識別することができるような措置 可燃性ガス 特定不活性ガス	次のいずれかの方法により行うこと。(該当するものに○印) ・可燃性ガスにあっては赤色で、特定不活性ガスにあっては橙色で帯状(直径の1/10以上の幅)に塗る。または、容易にはがれ難い標紙等を貼る。 貯槽の直径：_____m ・可燃性ガスの名称を朱書きし、特定不活性ガスにあっては名称を橙色で書く。または、容易にはがれ難い標紙等を貼る。 ・地下に埋設された貯槽には標識を掲げる。	適 不適 帯巾：_____m 直径の _____分の1
第7号 (第6条の2第1項・第2項)	防液堤 可燃性ガス 及び 酸素 1000トン以上 毒性ガス 5トン以上	ガス名：_____ 貯蔵能力：_____トン (1) 防液堤の容積 法定容積：_____m ³ (2) 防液堤の材料：_____ (3) 液密なものであること。 (4) 高さ：保全及び防災活動に支障のない高さにすること。 相当する高さの液頭圧に耐えうる構造であること。 (5) 出入口：周長50mにつき1箇所、全周について2箇所以上分散して設置 全周_____m×1箇所/50m = _____箇所 (6) 配管の貫通部 漏えい防止及び防しよく措置：_____ (7) 滞水を外部に排水する装置：_____ 堤外操作 排水時以外閉止 (8) 集合防液堤内の可燃性ガスと支燃性ガス及び毒性ガスとの配置 集合防液堤内のガス名：_____ (9) 建物内貯槽：建物と防液堤との接合はガスが建物の外部に漏えいしにくい構造とすること。	(1) 適 不適 容積：_____m ³ (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 高さ：_____cm (5) 適 不適 (6) 適 不適 (7) 適 不適 (8) 適 不適 (9) 適 不適
第8号 (第6条の2第1項・第2項) 告2	防液堤の周辺の設置制限 可燃性ガス 及び 酸素 1000トン以上 毒性ガス 5トン以上	(1) 防液堤内側の設置制限 次のもの以外を設置しないこと。(設置物に○印を付すること) 当該貯槽に係る送液設備(低温貯槽に係るものに限る)、不活性ガス及び空気の貯槽、水噴霧・散水装置、ガス漏えい検知警報設備(検知部に限る)、除害設備(吸引部分に限る)、照明設備、計装設備、排水設備、配管及びその架台並びにこれらに附属する施設及び設備 その他の保安上支障のない施設及び設備 (_____) (2) 防液堤外側の設置制限 ・可燃性ガス、酸素 10m以内 ・毒性ガス ガス名：_____ 法定距離：_____m以内 防液堤から上記の範囲内には次のもの以外を設置しないこと。 (施設物に○印を付すること) (4) 当該貯槽に係る送液設備、不活性ガス及び空気の貯槽、冷凍設備、熱交換器、気化器、ガス漏洩検知警報設備、除害設備、照明設備、建屋(漏えいガスの拡散防止用)、計装設備、配管及びその架台ならびにこれらに附属する施設及び設備	(1) 適 不適 (2) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		(ロ) 導管又は配管（膨張継手以外の部分が地盤面から 4m 以上の高さ）及びその架台、防消火設備、通路ならびに地盤面下に埋設してある施設 (ハ) 空気液化分離装置(酸素貯槽で昭和 50 年 7 月 31 日現在許可を受けて設置されているものに限る。) (ニ) その他保安上支障のない施設及び設備 施設及び設備名：_____	
第 9 号	漏えいガスの滞留防止 可燃性ガス 特定不活性ガス (シリンダーキャビネットに収納した場合を除く)	ガス名：_____ ガス比重：_____ (1) 空気より比重の小さい場合：2 方向以上の開口部又は換気装置 措置方法：_____ (2) 空気より比重の大きい場合：床面まで開口した 2 方向以上の開口部又は床面近くに吸気口を備えた換気装置 措置方法：_____	適 不適
第 10 号 (第 6 条の 2 第 1 項・第 2 項)	ガス設備（高圧ガス設備及び空気取り入れ口を除く。）の気密構造 可燃性ガス 毒性ガス 酸素	運転状態、運転を停止した状態又は開放組立後に、内圧（運転状態の圧力以上の圧力）のある状態において、漏えい等の異常がないことを確認すること。	適 不適
第 11 号 第 12 号 第 13 号 (第 6 条の 2 第 1 項・第 2 項)	高圧ガス設備の耐圧、気密性能及び肉厚	(1) 高圧ガス設備の種類、使用材料等の区分ごとに定める期間内に 1 回以上の内部目視検査、外部目視検査及び非破壊検査を実施し、異常のないこと。 (2) 運転状態もしくは運転を停止した状態又は開放検査後組立状態において気密試験を実施、漏えいのないこと。 (3) 耐圧性能及び強度に支障を及ぼす減肉、劣化損傷、その他の異常がないこと。 (4) 定期自主検査の記録 (5) フレキシブルチューブ類にあっては、腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備であると認められる場合には、内部の目視検査及び非破壊検査は不要（詳しくは K H K S 0 8 5 0 - 1 を参照。）。腐食性のない高圧ガスを取り扱う設備と認められない場合には、耐圧試験もしくは当該フレキシブルチューブ類の交換（3 年に 1 回）が必要。 ※耐圧性能及び強度の確認を必要としない高圧ガス設備がある場合（該当するものに○をしてください。） <u>二重殻構造の貯槽 コールドエバポレータ メンブレン式貯槽</u> <u>空気液化分離装置のコールドボックス内機器 その他（ ）</u> (6) 開放検査を実施した機器及び年度を次頁の表【高圧ガス設備の開放検査の周期】に「○」等で記してください。	(1) 検査の種類 _____ (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適

高圧ガス設備の開放検査の周期													
機器名 \ 年度 (西暦)		21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
静 機 器	貯 槽 ()												
	貯 槽 ()												
	配 管 ()												
	配 管 ()												
	配 管 ()												
	配 管 ()												
	その他 ()												
	その他 ()												
	その他 ()												
	その他 ()												
動 機 器	圧縮機 ()												
	圧縮機 ()												
	ポンプ ()												
	ポンプ ()												
	弁 類 ()												
	弁 類 ()												
	弁 類 ()												
	弁 類 ()												
	その他 ()												
	その他 ()												
腐食性のない高圧ガス設備													

※実施済みを●、実施予定を○で表記してください。

基準	検査項目	判 定 基 準	検 査 結 果
第14号 (第6条 の2第1 項・第2 項)	材料規制	ガス設備(※)に使用する材料は、ガスの種類、性状、温度及び圧力等に応じ適切なものであること。 ※可燃性ガス、毒性ガス及び酸素以外のガスにあっては高圧ガス設備に限る。	適 不適
第15号 (第6条 の2第1 項・第2 項)	高圧ガス設備の基礎	(1) 高圧ガス設備(ポンプ、圧縮機及び配管を除く)の基礎は不同沈下等により有害なひずみが生じないこと。 (2) 貯槽(100 m ³ 又は1トン以上のもの)の支柱は同一の基礎にアンカーボルトにより確実に固定されており、基礎及び支柱等の破損がないこと。	(1) 適 不適 (2) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第16号 (第6条の2第1項・第2項)	貯槽の不同沈下測定	(1) ベンチマーク（又は仮ベンチマーク）を設置すること。 (2) 定められた期間に1回以上、沈下状況を測定すること。 貯槽設置年月_____年_____月 h/Lの最高%_____％ 測定日：_____ (3) 測定をしない年は、目視検査を実施する。 (4) 沈下していた場合(h/Lが0.5%、1%を超えた場合)の適切な措置 【超えている場合の措置内容】 _____ _____	(1)適 不適 (2)適 不適 (3)適 不適 (4)適 不適
第17号 (第6条の2第1項・第2項)	耐震設計 (塔5m以上、貯槽300 m ³ 又は3t以上、告示で定める配管ならびにこれらの支持構造物及び基礎)	耐震設計構造物（以下のもので支持構造物及び基礎を含む。）の有無、及び地震の影響に対して安全な構造であることの確認。 (1) 貯槽：貯蔵能力300 m ³ 以上又は3トン以上のもの 有（貯槽名：_____） 無 (2) 塔：反応、分離、精製、蒸留等を行う設備であって、長さが5m以上のもの 有（設備名：_____） 無 (3) 配管：外径45mm以上の配管であって、次のもの。 ・地震防災遮断弁で区切られた内容積が3 m ³ 以上のもの ・塔槽類から地震防災遮断弁までのもの 有 _____ 無 _____	適 不適 非適用(経過措置)
第18号 (第6条の2第1項・第2項)	高圧ガス設備の温度計及び温度制御装置	(1) 温度計の設置…反応、精製、分離、蒸留、冷却、凝縮、熱交換及び加熱のための設備について相当程度異にする区分ごとに設置すること。 (2) 定められた期間ごとに温度計の精度検査を行い、記録を保存（精度確認用基準器はトレーサビリティの取れた計測器とする。）すること。 検定実施日：_____年_____月_____日 （検定を実施しない年は、目視検査等を実施する。） (3) 温度制御装置	(1)適 不適 (2)適 不適 (3)適 不適
第19号 (第6条の2第1項・第2項)	高圧ガス設備の圧力計及び安全装置	(1) 圧力計の設置…常用の圧力を相当程度異にする区分ごとに設置すること。 (2) 定められた期間ごとに圧力計の精度検査を行い、記録を保存（精度確認用基準器はトレーサビリティの取れた計測器とする。）すること。 検定実施日：_____年_____月_____日 （検定を実施しない年は、目視検査等を実施する。） (3) 安全装置の設置（該当するものに○印） <u>バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置</u> (4) 安全弁の種類ごとの検査周期は適切か。 (5) 定められた期間ごとの安全弁等の作動試験の記録 試験実施日：_____年_____月_____日 （作動試験を実施しない年は、目視検査等を実施する。）	(1)適 不適 (2)適 不適 (3)適 不適 (4)適 不適 (5)適 不適
第20号	安全弁等の	開口部の位置は次に定める位置であること。	

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		の外側) (3) 遮断操作は簡単で確実かつ速やかに行うことができるもの。 (4) 操作機構…液圧、気圧、電気、バネ等を動力源とする。 種類：_____ (5) 遮断性能…弁座漏えいが保安上支障のない量以下であること。 検査実施日：____年____月____日 漏えい量：_____mL/分 (6) 開閉状態を示すシグナルランプ等の設置箇所…計器室又はこれに準ずる場所 設置場所：_____ (7) 遮断によるウォーターハンマーを生じない措置	(3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (6) 適 不適 (7) 適 不適
第 26 号	電気設備 可燃性ガス (アンモニア、 ブロムメチル を除く)の高圧 ガス設備	(1) 第一種場所(可燃性ガスのポンプ室、充填作業所等)及び第二種場所(可燃性ガスの貯槽から 8m 以内の場所、容器置場等)の設置が適正であること。 (2) 爆発の危険のない安全な場所に設置してあり、やむを得ず危険な場所に設置してある場合は、危険の程度によりそれぞれの場所に応じて防爆構造の電気設備を選定し設置すること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第 27 号 (第 6 条 の 2 第 1 項・第 2 項)通知	保安電力	(1) 次の設備に対して保安電力等(保安を維持し、安全に設備を停止するために必要な容量の電力又は空気等を供給できる措置)が講じられていること(買電を含み 2 種類以上)。 [措置されている設備に○印を付すこと]	(1) 適 不適

設備 \ 保安電力等	買電	自家発電	蓄電池装置	エンジン 駆動発電	スチームター ビン駆動発電	空気又は 窒素だめ
自動制御装置						
緊急遮断装置						
散水装置						
防消火設備						
冷却水ポンプ						
水噴霧装置						
毒性ガス除害設備						
非常用照明設備						
ガス漏洩検知警報装置						
通報設備						
その他()						
その他()						
その他()						

		(2) 定期的検査：切替え作動試験等	(2) 適 不適
--	--	--------------------	----------

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第28号	散水装置 圧縮アセチレンガス 充填場所及び容器置場	(1) 水源の保有量が20 m ³ 以上(流水の場合は0.8 m ³ /分) 保有量：_____m ³ (流量_____m ³ /分) (2) 水源の位置：水平距離100m以下 距離：_____m (3) 装置の作動検査若しくは通気テスト	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適
第28号 の2	壁又は仕切り 三フッ化窒素	車両に固定した容器等への充填場所、当該容器に係る容器置場に壁又は仕切り設置 (三フッ化窒素を含む空気中で燃焼しにくい材料を使用)	適 不適
第29号 第30号	障壁 圧縮アセチレンガス、10MPa以上の圧縮ガス	・ 圧縮機と充填場所、圧縮機と容器置場の間の障壁設置 ・ 障壁の構造(該当する物に○印) (イ) 鉄筋コンクリート製障壁…厚さ12cm以上、高さ2m以上 鉄筋直径9mm以上、配筋縦、横40cm以下の間隔 (ロ) コンクリートブロック製障壁…厚さ15cm以上、高さ2m以上 鉄筋直径9mm以上、配筋縦、横40cm以下の間隔 (ハ) 鋼板製障壁…厚さ3.2mm以上で補強あり、又は厚さ6mm以上、高さ2m以上、支柱間隔1.8m以下	適 不適
第31号	ガス漏えい 検知警報設備 可燃性ガス 特定不活性ガス 毒性ガス (アクリロニトリル、亜硫酸ガス、アルシン、アンモニア、一酸化炭素、塩素、酸化エチレン、ジシラン、ジボラン、セレン化水素、二硫化炭素、ベンゼン、ホスフィン、モノゲルマン、モノシラン、硫化水素) の製造施設	検知対象ガス名：_____ (1) 機能 (イ) 警報設定値： 可燃性ガス、特定不活性ガス…爆発下限界値() の1/4以下 酸素…25%以下 毒性ガス…許容濃度値()以下 設定値：_____ (ロ) 発信時間： 警報設定値の1.6倍の濃度において30秒以内 (特定のガス1分以内) テストガス名：_____ テスト濃度：設定値の____倍 最長時間：_____ (2) 設置数 (イ) 建物の中の圧縮機、ポンプ、反応設備、貯槽等の周囲…周囲10mにつき1個以上 周囲____m×1個/10m：____個 設置数：____個 (ロ) 建物の外の(イ)の設備の周囲又はピット等の内部…周囲20mにつき1個以上 周囲____m×1個/20m：____個 設置数：____個 (ハ) 加熱炉等の設備…周囲20mにつき1個以上 周囲____m×1個/20m：____個 設置数：____個 (ニ) 計器室内部…1個以上 設置数：____個	(1) 適 不適 (イ) 適 不適 (ロ) 適 不適 (2) 適 不適 (イ) 適 不適 (ロ) 適 不適 (ハ) 適 不適 (ニ) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		(ホ) 毒性ガス充填用接続口 1 群の周囲…1 個以上 設置数：_____ 個 (3) 検出端部の高さ：_____ m (4) 警報及びランプの点灯場所は関係者が常駐する場所であること。 場所：_____	(ホ) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適
第 32 号 (第 6 条 の 2 第 1 項・第 2 項)	温度上昇防 止装置 可燃性ガス 毒性ガス の貯槽 又はこれら以 外の貯槽で可 燃性ガスの貯 槽もしくは可 燃性物質を取 り扱う設備の 外面から 20m 以内 (防液堤を 設けてある可 燃性ガスの場 合は防液堤の 外面から 10m 以内) の範囲 にあるもの	(1) 液化ガス貯槽に対する措置 a, b 又はその組合せ (保冷材により耐火性能を有するものを除く) (a) 固定式水噴霧装置 対象設備：_____ ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 2.5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (b) 消火栓・対象設備： 筒先圧力 0.35MPa 以上、放水能力 400 L/分以上、貯槽の外面から 40m 以内に、貯槽に対していずれの方向からも放出できるもの。 筒先圧力：_____ MPa 放水能力：_____ L/分 個数：_____ 個 ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個} / 50 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 1 \text{ 個} / 100 \text{ m}^2 =$ _____ 個以上 (2) 液化ガス貯槽の支柱(1m以上)に対する措置 : (a) 又は (b) 及びその組合せ (a) 厚さ 50 mm 以上の耐火コンクリート又は、同等以上の不燃耐火材 の被覆 (b) 支柱に対して (1) の (a) 又は (b) の設備を設置 (3) 圧縮ガス貯槽及び支柱に対する措置 (a) 消火栓：筒先圧力が 0.35MPa 以上、放水能力 400 L/分以上、貯槽及びその支柱のいずれの部分に対しても放射でき るもの 筒先圧力：_____ MPa 放水能力：_____ L/分 個 数：_____ 個 (b) 消防ポンプ自動車：能力 (a) に同じ (4) 同時に放射を必要とする最大水量で 30 分以上連続して放射できる 水量 必要水量：_____ m^3 水 源：水道水・井戸水・その他 (_____) 実際水量：_____ m^3 (5) 装置の作動検査若しくは通気テスト	(1) (a)、(b) (a) + (b) 適 不適 噴霧能力： _____ L/分 (2) (a)、(b) (a) + (b) 適 不適 (3) (a)、(b) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 33 号	危険標識 毒性ガス の製造施設	(1) 毒性ガスの識別標の設置 - 文字の大きさは縦・横の寸法 10cm 以上とし、30m 以上離れた位置において識読できる。 - 識別標の色は、地は白色、文字を黒色とする。 (2) 毒性ガスの危険標識の設置(ポンプ、バルブ及び継手その他漏えいのおそれのある箇所) - 文字の大きさは縦・横の寸法 5cm 以上とし、10m 以上離れた位置において識読できるものとする。 - 危険標識の色は、地は白色、文字を黒色（「注意」にあつては赤色）とする。	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第 35 号	ガス設備の 接合方法 毒性ガス	配管、管継手及びバルブの接合は、溶接とすること。 (呼び径 25A 以下のものを除く。) 溶接が適当でない場合は、フランジ接合又はねじ接合継手による接合とすることができる。	適 不適
第 36 号	ガス設備の 二重管 特殊高圧ガス等	(1) 二重管を必要とする毒性ガス及び箇所 … モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアン化水素、ホスゲン、硫化水素 ガス名：_____ 配管の停滞量に対応する距離が第 1 種設備距離又は第 2 種設備距離に満たない箇所 箇所：_____ (2) 当該ガスの漏えいを検知するための措置	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第 37 号	除害措置 亜硫酸ガス アンモニア 塩素 クロルメチル 酸化エチレン シアン化水素 ホスゲン 硫化水素 の製造設備	ガス名：_____ (1) 拡散防止措置…次のうち 1 又は 2 以上の措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を講ずること。 イ ガスの蒸気圧を低下せしめる措置 ロ 貯槽等へ移送する措置 ハ 液化ガスの蒸発気化をできるだけ少なくする措置 ニ 建物で覆う措置（不燃性ガスに限る） (塩素、ホスゲンの貯槽は、必ず行うこと。) ホ 障壁又は排気装置等による拡散防止措置 ヘ 防液堤等による流出防止措置 (貯槽以外の設備又は 5t 未満の貯槽) ト 除害措置を速やかに行うことによって拡散を防止する措置 (2) 除害措置 イ 水又は中和剤による中和措置 ロ 吸着剤による吸着除去措置 ハ 製造設備へ返送する措置 ニ 燃焼させる措置（アンモニア、シアン化水素）	適 不適 (1) _____ (2) _____

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第 37 号	除害措置 特殊高圧ガス 五フッ化ヒ素等 の製造設備	ガス名： _____ (1) 拡散防止措置…特殊高圧ガス等が漏えいしたとき、その拡散を防止する措置は次に掲げる場所から常時吸引による排気を行うこと。 ①シリンダーキャビネット ②設備周囲のフード等 ③設備の筐体 ④二重管の外層管と内層管との間 ⑤容器置場 (2) 除害措置 イ 中和剤、酸化剤の溶液又は水による除去 ロ 洗浄剤の液滴又は液膜により洗浄することによる除去 ハ 粉末固形物の担体に添着等させた中和剤、酸化剤により吸着又は酸化させることによる除去 ニ 粉末固形状の吸着剤により吸着させることによる除去 ホ ろ材によって分離させることによる除去 ヘ 燃焼器具等により燃焼させることによる除去 (3) 保護具 (イ) 空気呼吸器又は送気式マスク（全面形） (ロ) 隔離式防毒マスク（全面高濃度形）（イを常時作業に従事する作業員数以上備えた場合は不要） (ハ) 保護手袋及び保護長靴（ゴム製、合成樹脂製） (ニ) 保護衣（ゴム製、合成樹脂製） (4) 保護具の保管場所 (5) 装着訓練 ・ 記録の保管 緊急作業に従事する作業員＋予備数又は常時作業に従事する作業員10人につき3個のいずれが多い方 （最低3個） 作業員数： _____ 人	適 不適 (1) _____ (2) _____ (3) 個数： (イ) _____ 個 (ロ) _____ 個 (ハ) _____ 足 (ニ) _____ 着 (4) _____ (5) 回数： _____ 回 有 無
第 38 号	静電気の除去措置 可燃性ガス 特定不活性ガス の製造設備	(1) 塔、槽、熱交換器、回転機械、ベントスタック等 … 単独接地（ただし複雑に連結している場合及び配管で連続している場合はボンディング用接続線を用いて接地） (2) タンクローリー、タンク車及び充填用の配管は、必ず充填する前に接地すること。 断面積 5.5mm ² 以上（単線を除く）： _____ mm ² (3) 接地抵抗値は総合 100Ω 以下とすること。避雷設備は総合 10Ω 以下とすること。 最高値： _____ Ω (4) 維持 ・ 検査実施日： _____ 年 _____ 月 _____ 日 ・ 接地抵抗値 ・ 接続部の状況 ・ 断線、損傷の有無等の確認	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第39号 (第6条 の2第1 項・第2 項)、 第39号 の2	防火設備 可燃性ガス 特定不活性 ガス 酸素 三フッ化窒素 のガス設備で あって、貯槽及 び配管ならび に散水するこ とが危険とな る設備以外の もの	1 防火設備（特定不活性ガスは対象外）：(1)、(2)、(3)、(4)のうちいずれか 適切なもの (共通)装置の作動検査若しくは通気テスト (1) 散水設備 対象設備 _____ ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 2.5 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (2) 固定(移動)式放水銃 対象設備： _____ 2 以上の方向から筒先圧力 0.35MPa 以上、放水能力 400 L/分以上かつ、 ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 8 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 4 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (3) 放水砲 対象設備： _____ 放水能力 1,900 L/分以上かつ、 ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 8 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 4 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 (4) 消火栓 対象設備： _____ 2 以上の方向から筒先圧力が 0.35MPa 以上、放水能力 400 L/分以上かつ、 ・ 非耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 8 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 ・ 準耐火構造 表面積計 _____ $\text{m}^2 \times 4 \text{ L/分} \cdot \text{m}^2 =$ _____ L/分以上 2 消火設備 (1) 貯槽以外の設備：停滞量 10 トン（特定不活性ガスにあっては停滞 量 20 トン）につき、能力単位 B-10 の粉末消火器 1 個相当以上の設 置 最小設置数 3 個以上（特定不活性ガスにあっては 2 個以上） 停滞量 _____ トン $\times 1 \text{ 個} / 10 \text{ トン or } 20 \text{ トン} =$ _____ 個	1 適 不適 (共通)適 不適 (1) 散水能力： _____ L/分 (2) 筒先圧力： _____ MPa 放水能力： _____ L/分 個数： 固定式 _____ 個 移動式 _____ 個 (3) 放水能力： _____ L/分 個数： _____ 個 (4) 筒先圧力： _____ MPa 放水能力： _____ L/分 個数： _____ 個 2 適 不適 (1) 能力単位： B- _____ 個数： _____ 個

基準	検査項目	判定基準	検査結果
		(2) 防液堤設置の貯槽：周囲 75m 以下ごとに 3 個相当以上設置 周囲 _____ m×3 個/75m＝ _____ 個以上 (3) その他の貯槽：3 個相当以上設置 (4) 建屋内：不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）等の拡散設備 (1)、(2)、(3)の代替 ガス名 _____ 供給量 _____ m³/分 (5) 三フッ化窒素の製造設備等：不活性ガス（特定不活性ガスを除く。）等の拡散設備 (防火設備が設置されている場合を除く) ガス名 _____ 供給量 _____ m³/分 3 消防火用水供給設備 (1) ポンプ能力 (2) 同時に放射を必要とする最大水量で 30 分以上連続して放水ができる水量 必要数量： _____ m³ 水 源：水道水・井戸水・その他 (_____) (3) 相互協定事業所名 (4) 供給元弁、操作弁の操作位置 15m 以上 (5) 保安電力又は、動力の種類	(2) 能力単位： B- _____ 個数： _____ 個 (3) 能力単位： B- _____ 個数： _____ 個 3 (1) _____ t / H (2) 実際水量： _____ m³ (3) _____ (4) _____ m (5) _____
第 40 号 (第 6 条 の 2 第 1 項・第 2 項)	通報設備	(1) 常駐事務所と現場事務所及び現場事務所相互間の通報設備設置(1 個以上) (イ) ページング設備 (ロ) 構内電話 (ハ) 構内放送設備 (ニ) インターホン (2) 事業所内全体(1 個以上) (イ) ページング設備 (ロ) 構内放送設備 (ハ) サイレン (ニ) 携帯用拡声器 (ホ) メガホン(面積 1,500 m² 以下) (3) 事業所内の作業員相互間(1 個以上) (イ) ページング設備 (ロ) 携帯用拡声器 (ハ) トランシーバー (ニ) メガホン(面積 1,500 m² 以下)	適 不適 (1) _____ (2) _____ (3) _____

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第41号 (第6条の2第1項・第2項)	バルブの誤操作防止等	(1) バルブには名称又はフローシートに基づく記号番号等を明記及び開閉を明示すること。 (2) バルブ等に係る配管には、流体名又は塗色での表示と流れ方向を表示すること。 (3) 保安上重要なバルブ等について (イ) 開閉状態を示す標示板の取り付け (ロ) 施錠、封印、禁札の取り付け又はハンドル取り外し等の措置(通常使用しないもの) (ハ) カバー、キャップ、保護枠の取り付け及び緊急遮断弁開閉状態を示すランプ等の標示 (計器盤の重要なボタン、ハンドル等) (4) バルブの操作位置での足場及び照明の設置	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) (イ) 適 不適 (ロ) 適 不適 (ハ) 適 不適 (4) 適 不適

容器置場の基準（第6条第1項第42号）

基準	検査項目	判定基準		検査結果									
イ	容器置場の明示及び警戒標	高圧ガス容器置場、(燃)、(毒)、火気厳禁、無断立入禁止等第三者に識別しうる大きさの掲示		適 不適									
ロ	一階建 可燃性ガス 酸素	容器置場は一階建とする。 （断熱材で被覆してあるもの、シリンダーキャビネットに収納されているものは除く。） 圧縮水素のみ、酸素のみを貯蔵する容器置場は二階建以下とする。		適 不適									
ハ	置場距離	容器置場面積 _____m ²	第1種 法定距離	実際距離 _____m									
			(11) (13) _____m 設備距離短縮 有 _____ 無	保安物件名 _____ 適 不適									
			第2種 法定距離	実際距離 _____m									
			(12) (14) _____m 設備距離短縮 有 _____ 無	保安物件名 (居住者名) _____ 適 不適									
ニ		設備距離短縮の場合の措置 <table border="1"> <thead> <tr> <th>第1種</th><th>第2種</th><th>措置</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11以上</td><td>14以上 12未満</td><td>障壁</td></tr> <tr> <td>13以上 11未満</td><td>14以上</td><td>障壁</td></tr> </tbody> </table> 障壁 高さ1.8m以上 ・鉄筋コンクリート製 厚さ12cm以上 鉄筋太さ9mm以上 縦横40cm以下間隔 ・コンクリートブロック製 厚さ15cm以上 鉄筋太さ9mm以上 縦横40cm以下間隔 ・鋼鉄製 厚さ3.2mm以上 等辺山形鋼30×30mm以上 縦横40cm以下間隔 ・鋼鉄製 厚さ6.0mm以上 ・鋼鉄製障壁の支柱間隔は1.8m以下		第1種	第2種	措置	11以上	14以上 12未満	障壁	13以上 11未満	14以上	障壁	適 不適 障壁 高さ _____m 構造 _____製 厚さ等の状況 _____
第1種	第2種	措置											
11以上	14以上 12未満	障壁											
13以上 11未満	14以上	障壁											

基準	検 査 項 目	判 定 基 準	検 査 結 果
ホ	直射日光を遮るための措置 可燃性ガス 酸素	(充填容器が断熱材で被覆してあるものを除く) 不燃性又は難燃性の材料を使用した軽量の屋根。 損傷等のないこと。	適 不適
ヘ	滞留しない構造 可燃性ガス 特定不活性ガス	(1) 空気より比重が小さいガスの場合 …2 方向以上の開口部又は換気装置 措置方法：_____ (2) 空気より比重が大きいガスの場合 …床面まで開口した 2 方向以上の開口部又は床面近くに吸気口を 備えた換気装置 措置方法：_____	適 不適
ト	容器置場の材料 ジシラン ホスフィン モノシラン	不燃性又は難燃性の材料 ガス名：_____	適 不適
チ	除害措置 特殊高圧ガス 等	(1) 対象ガス(ガス名に○印)モノシラン、ホスフィン、アルシン、ジボラン、セレン化水素、モノゲルマン、ジシラン、五フッ化ヒ素等、亜硫酸ガス、アンモニア、塩素、クロルメチル、酸化エチレン、シアニ化水素、ホスゲン、硫化水素 (2) 第 6 条第 1 項第 37 号の規定及び一般則関係基準の規定による措置	適 不適 措置内容 _____
ヌ	容器置場の消火設備 可燃性ガス 特定不活性ガス 酸素 三フッ化窒素	消火器の設置 (1) 粉末消火器 停滞量 10 トン（特定不活性ガスにあっては停滞量 20 トン）につき、能力単位「B-10」 1 個相当以上のものを設置 最小設置数・・・ 3 個相当以上（特定不活性ガスにあっては 2 個） (2) 設置状況等 設置状況（外観、検査状況を含む）は適切か。	(1) 適 不適 能力単位： B-_____ 個数： _____ 個 (2) 適 不適

*ホ、トにおいては、充填容器をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。

第8条第3項の規定に適合する移動式製造設備から高压ガスを受け入れるコールドエバポレーターに係る技術上の基準
(第6条の2第2項(第1号については前出))

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第2号	敷地境界からの距離	貯槽及び処理設備の外周から敷地境界までの距離は4m以上 実際の距離：_____m 4m未満の場合の措置方法： _____	適 不適
第3号	安全装置	(1) 安全装置の設置…バネ式安全弁、破裂板、逃し弁又は自動圧力制御装置(該当するものに○印) (2) 安全装置の設置数：_____ 接続している元弁が同時に閉じない構造であること (3) 安全装置作動前に自動的に圧力を放出する機能 (4) 定められた期間ごとの安全弁等の作動試験の記録 (作動試験を実施しない年は、目視検査を実施する。) 作動試験実施日：_____年_____月_____日 目視検査実施日：_____年_____月_____日	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適
第4号	送ガス蒸発器の緊急遮断措置	送ガス蒸発器の方式：_____ 大気熱交換式以外の場合、 能力が不足したときの緊急遮断措置： _____	適 不適
第5号	貯槽直近のバルブ	送り出し又は受け入れ用配管に2以上のバルブを設置し、そのうち1つは貯槽の直近に設置すること。	適 不適
第6号	緊急遮断装置 貯槽に取り付けた配管(酸素以外の液化ガスは、受け入れ配管のみ)	(1) 送り出し、受け入れの液配管に設置。ただし受け入れ配管は逆止弁でも可。 (2) 操作位置は貯槽の外周から5m以上(防液堤を設けてある場合はその外側) (3) 遮断操作は簡単で確実かつ速やかに行うことができるもの。 (4) 操作機構…液圧、気圧、電気、バネ等を動力源とする。 種類：_____ (5) 遮断性能…弁座漏えいが保安上支障のない量以下であること。 検査実施日：_____漏えい量：_____mL/分 (6) 開閉状態を示すシグナルランプ等の設置箇所…計器室又はこれに準ずる場所 設置場所：_____ (7) ウォーターハンマーを生じない措置	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (6) 適 不適 (7) 適 不適
第7号	車両の衝突防止	製造設備の周囲には、車両の衝突を防止する措置が講じられていること。 措置方法：_____	適 不適
第8号	ガスの滞留防止	製造設備は、ガスが漏えいしたとき滞留しないような場所に設置されていること。	適 不適

圧縮天然ガススタンドに係る技術上の基準

(一般則第7条第2項に該当する(外部から圧縮天然ガスの供給を受ける)スタンド)

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第1号	第6条第1項各号の適合状況	第6条第1項第1号、第5号、第6号、第9号～第20号、第26号、第27号、第32号、第38号、第40号、第41号の基準に適合すること。	適 不適
第2号	敷地境界からの距離	高压ガス設備(地盤面下に設置するものを除く)の外側から事業所の敷地境界に対し6m以上の距離。 又は同等以上の措置 措置: _____	実際の距離: _____m 適 不適
第3号	地盤面下の室の上部	(1) 地盤面下に高压ガス設備を設置する室の上部は、厚さ12cm以上の鉄筋コンクリート造りであること。 (2) 高压ガス設備を設置する室に、毎時700m³以上かつ床面積1m²につき毎分0.5m³以上の能力を有する換気設備、または設備の設置面積1m²につき毎分2m³以上の能力を有する換気設備を設ける。	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第4号	公道からの距離	ディスペンサー本体の外側から公道の道路境界線に対し5m以上の距離を有すること。	実際の距離: _____m 適 不適
第5号	防火壁	スタンドの周囲(車両の出入口を除く)に高さ2m以上の防火壁を設けること。 高さ: _____m	適 不適
第6号	緊急時の供給遮断	外部から供給されるガスを受け入れる配管には緊急時に供給を遮断するための措置を講ずること。 措置: _____	適 不適
第7号	爆発、漏えい、損傷等の防止措置	(1) 圧縮機は緊急遮断装置が閉止状態にあるときは起動できない。 (2) 入気側の圧力が負圧になるおそれが生じたときに自動的に停止する。 (3) 吐出側圧力を常用の圧力以下に自動制御する。 (4) 吐出側圧力が許容圧力を超えるおそれが生じたときに自動的に停止する。 (5) 吐出側配管に逆止弁が設置されている。 (6) 鋼板製ケーシング又は不燃性構造の室内に設置され、室には十分な能力の換気設備がある。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (6) 適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第8号	配管の遮断措置	貯槽に取り付けた配管（送り出し、受け入れ配管に限る）には、ガスを送り出し、又は受け入れるとき以外は自動的に閉止する遮断措置を講ずること。 送り出し側措置：_____ 受け入れ側措置：_____	適 不適
第9号	ディスペンサー	(1) ディスペンサーには車両に固定した容器の最高充填圧力以下の圧力で自動的にガスを遮断する装置を設ける。 (2) 充填ホースと容器との接続部分は容器と接続されていないときにガスが供給されない構造。 (3) 充填ホースに著しい引張力が加わった時に充填ホースの破断等によるガスの漏えいを防止する措置。 (4) 製造施設を停止した場合に充填ホース内を減圧する等、自動的にホース内のガス容積が20L以下（標準状態）になるような措置。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適
第10号	配管 （高圧ガスが通る部分に限る。）	イ 配管は外部からの衝撃により損傷を受けるおそれのない場所に設置する。 ロ トレンチ内に設置する場合は、トレンチの蓋を通気性の良いものにする。	イ 適 不適 ロ 適 不適
第11号	漏えい検知警報装置	漏えいガスが滞留するおそれのある場所にガス検知警報装置を設置する。当該装置は製造設備の運転を自動停止できるものとする。	適 不適
第12号	感震装置	製造設備の運転を自動停止できる感震装置を設置する。	適 不適
第13号	手動操作可能な緊急停止装置	ガス検知警報装置、感震装置は、手動で起動できる緊急停止装置を設ける。 緊急停止装置はディスペンサー及び緊急時に速やかに操作できる位置に設置する。	適 不適
第14号	遮断装置等の警報	製造設備の運転を自動停止する場合は圧縮機の運転を自動的に停止すること。 また、自動的にガスを遮断する措置に遮断弁を用いる場合は、閉止を検知し、閉止状態に異常が生じた場合に警報を発する措置を講じる。	適 不適
第15号	車両の衝突防止	ガス設備は、車両が衝突するおそれのない場所に設置するか、車両の衝突防止措置を講ずること。 措置：_____	適 不適

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第16号	屋根の材質	ディスペンサーの上部に屋根を設けるときは、不燃性又は難燃性の材料を用い、また、ガスが漏えいしたときに滞留しない構造とする。 設備：_____	適 不適
第17号	車両の停止位置	充填を受ける車両は貯槽（地盤面上のもの）外面から3m以上離れて停止させるための措置を講ずること。 または貯槽と車両との間に防護措置を設けること。 措置：_____	適 不適
第18号	火気設備との離隔距離	スタンド（圧縮天然ガスが通る部分に限る。）の外面から火気（スタンド内のものを除く。）を取り扱う施設に対し4m以上の距離を有すること。 施設：_____ 距離：_____m 距離がとれない場合の流動防止措置等 措置：_____	適 不適
第19号	過充填防止措置	充填設備に過充填防止のための措置を講ずること。 (1) 充填中の圧力を表示する圧力計 (2) ディスペンサー元圧力の調整措置または充填中に規定の圧力を越えた場合の自動停止装置。	(1) 適 不適 (2) 適 不適
第20号 第20の2号	他の製造設備との距離	処理設備及び貯蔵設備は、その外面から当該スタンド以外の可燃性ガスの製造設備（液化石油ガススタンド、特定圧縮水素スタンドの処理設備及び貯蔵設備以外の部分を除く）に対し所定の距離を有すること。 可燃性ガスの製造設備の高圧ガス設備：5m以上 圧縮水素スタンドの処理設備、貯蔵設備：6m以上 酸素の製造設備の高圧ガス設備：10m以上 設備：_____ 距離：_____m	適 不適
第21号	消火設備	適切な消火設備を適切な箇所に設置すること。 消火設備の種類：_____ 能力、設置数等：_____	適 不適

製造の方法についての技術上の基準（その他の検査項目）（規則第6条第2項）

基準	検査項目	判定基準	検査結果
第1号 （第6条の2第3項第1号：判定基準(1)のみ）	高压ガスの製造	(1) 安全弁等の止め弁を全開にする措置 (2) 空気液化分離装置の運転を中止する時の措置(アセチレン等の質量が規定の量を超えたとき) (3) 圧縮禁止のガスは圧縮しないこと。 (4) 2.5MPa を超える圧縮アセチレンガスの製造は、き釈剤を添加すること。 (5) 空気圧縮機を利用するアキュムレータについて (イ) 設備内で空気と石油類又は油脂類を混在しないものであること。 (ロ) 混在するおそれがある場合は次の措置を講ずること。 ・ 空気と油等が隔離されている構造 ・ 空気圧縮機に油分離器等を設置 ・ 設備内を定期的に清掃 (6) 三フッ化窒素の充填容器のバルブは静かに開閉すること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (イ) 適 不適 (ロ) 適 不適 (6) 適 不適
第2号 （第6条の2第3項第1号：判定基準(1)(7)のみ） （第6条の2第3項第2号：判定基準(4)のみ）	高压ガスの製造 （充填）	(1) 液化ガス貯槽は内容積の90%を超えないこと。 最大貯蔵能力： _____ kg (2) 毒性ガス貯槽は内容積の90%を超えると自動的に検知し警報を発すること。設定値： _____ % (3) 継目なし容器の音響検査 (4) タンクローリー等は車止めの設置等による車両固定 (5) アセチレン充填時及び充填後の圧力は適正か。 (6) 酸化エチレン充填前の置換措置 (7) 酸素又は三フッ化窒素の充填 (イ) 油類の除去措置 (ロ) 可燃性パッキンは使用禁止 (8) 三フッ化窒素充填場には可燃性物質を置かないこと。 (9) 再充填禁止容器、一般複合容器等で期間を経過したものに充填していないか。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (6) 適 不適 (7) 適 不適 (イ) 適 不適 (ロ) 適 不適 (8) 適 不適 (9) 適 不適
第3号	充填	(1) アセチレン充填用容器には高压ガス保安協会の試験に合格する多孔物質が内蔵されていること。 (2) シアン化水素の充填 (イ) 純度98%以上： _____ % (ロ) 安定剤の添加 (ハ) 標紙の貼付け (3) 酸化エチレン貯槽 常時窒素ガス又は炭酸ガスで置換及び温度5℃以下に保つこと。 _____℃ (4) 酸化エチレン容器 温度45℃において内部圧力が0.4MPa以上になるよう窒素ガス又は炭酸ガスを充填すること。 (5) エアゾールの製造用又はその他の工業用に使用される液化石油ガスの充填は「工業用無臭」の文字を朱書した票紙を貼ること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適

基準		検査項目	判定基準	検査結果
第4号 (第6条の2第3項第1号)		製造設備の点検	(1) 製造設備等の使用開始時及び使用終了時の点検 (2) 運転中の製造設備について1日1回以上作動状況を点検 (1)(2)の計_____回/日 (3) 異常事態を想定した作業基準及び体制を定めること (4) 点検結果及び補修の実績を帳簿に記録すること。	(1)(2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適
第5号 (第6条の2第3項第1号)		ガス設備の修理等	(1) 作業計画等の作成 (2) 内部ガスの置換等の措置 (可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素) (3) 空気による再置換の措置 (可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素) (4) 開放部分の措置 (5) 正常作動の確認	適 不適
第6号 (第6条の2第3項第1号)		バルブに過大な力を加えない措置	直接、手で操作することが原則 それが困難な場合はハンドル廻し等を使用することができる <u>手で操作 ・ ハンドル廻し等を使用</u> ハンドル廻し等を使用する場合： ・ 必要な標示を付すること。 ・ 制限トルクを超える過大な力を加えないこと。 ・ 異常等を感知した場合の作業基準等があること。 ・ ハンドル廻し等は、使用対象バルブ、備付け個数、保管方法等を定めて管理し、維持すること。	適 不適
第7号		エアゾールの製造	(1) 毒性ガスの使用禁止(殺虫剤を除く) (2) 人体に使用するエアゾールは可燃性ガスでないこと(告示で定めるものを除く) (3) 容器基準の遵守 (4) 周囲2m以内には引火性、発火性のものを置かないこと (5) 不燃材料の室で行い、喫煙及び火気使用の禁止 (6) (5)の室には作業に必要なもの以外の物を置かないこと (7) エアゾール製造基準の遵守 (8) 容器を転倒させる場合、固定した転倒台を使用すること (9) エアゾールの充填された容器 ・ 温水試験槽(水温53℃以上、57℃未満)で漏洩試験の実施 ・ 製造者名又は記号、製造番号及び注意事項を明示	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適 (5) 適 不適 (6) 適 不適 (7) 適 不適 (8) 適 不適 (9) 適 不適
容器置場	第8号イ、ロ	置場の区分	(1) 充填容器と残ガス容器を区分すること。 (2) 可燃性ガス、毒性ガス、特定不活性ガス、酸素を区分すること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適
	第8号ハ	置場の整理	計量器等作業に必要な物以外の物を置かないこと。	適 不適

基準		検査項目	判定基準	検査結果
第8号ニ	第8号ニ	火気等の距離 (不活性ガス(特定不活性ガスを除く)、空気を除く)	周囲 2m 以内に火気・引火性・発火性の物がないこと。 火気等までの距離：_____m (厚さ 9cm 以上の鉄筋コンクリート又は同等以上の障壁がある場合は(1)の限りでない。)	適 不適
	第8号ホ	保存温度	超低温容器及び低温容器にあつては容器内のガスの最高常用温度。 その他の充填容器は 40℃以下に保つこと。 温度：_____℃ 温度計：有 ・ 無	適 不適
第8号トチ	第8号トチ	転落、転倒防止等	(1) くさり等で転落転倒を防止すること。 (内容積が 5 L 以下のものを除く。) (2) 携帯電燈以外の燈火を携えないこと。 (可燃性ガスのみ)	(1) 適 不適 (2) 適 不適

*ニにおいては、充填容器をシリンダーキャビネットに収納した場合を除く。

製造施設以外の事項

基準	項目	検 査 内 容 及 び 判 定 基 準	検 査 結 果
法第 16 条 ～19 条	高圧ガス貯蔵所	(1) 10 t 又は 1,000 m³ 以上（第 1 種ガスにあつては 30 t 又は 3,000 m³ 以上）の高圧ガスを貯蔵するときは、あらかじめ、第一種貯蔵所の許可を受けていること。 (2) 3 t 又は 300 m³ 以上の高圧ガスを貯蔵するとき（(1)の場合を除く。）は、あらかじめ、第二種貯蔵所の届出を提出していること。 (3) 位置、構造及び設備が、技術上の基準に適合するよう維持されていること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適
法第 20 条 の 4 法第 20 条 の 5～7	高圧ガスの販売	(1) 販売事業の届出を提出していること。また、販売をする高圧ガスの種類を変更したときは、変更届書を提出していること。 (2) 技術上の基準に従って高圧ガスを販売していること。 (3) 次に掲げる高圧ガスを販売する場合には、その購入者（第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者等を除く。）に対し、災害発生の防止に関し必要な事項を、販売契約を締結したとき及び周知をしてから 1 年以上経過して引き渡したときごとに周知させていること。 (イ) 溶接又は熱切断用のアセチレン、天然ガス又は酸素 (ロ) 在宅酸素療法用の液化酸素 (ハ) スクーバダイビング等呼吸用の空気 (ニ) ナイトロックス・ガス	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (イ) 有 無 (ロ) 有 無 (ハ) 有 無 (ニ) 有 無
法第 24 条 の 2～4	特定高圧ガス消費施設	(1) 特殊高圧ガスを消費する者又は次に掲げる特定高圧ガスを貯蔵設備により 3 t 又は 300 m³（液化塩素は 1 t）以上貯蔵し、若しくは導管により受け入れて消費する者は、その消費施設について届出をしていること。 [特定高圧ガス] 圧縮水素、圧縮天然ガス、液化酸素、液化アンモニア、液化石油ガス、液化塩素 (2) 所定の有資格者を取扱主任者として選任していること。 (3) 所定の日常点検及び 1 年 1 回以上、定期自主検査を実施していること。 (4) 取扱主任者は当該検査の監督を行っているか。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適 (4) 適 不適
法第 50 条 ～52 条	容器検査所	(1) 容器検査所の登録は 5 年ごとにその更新を受けていること。 (2) 検査設備の日常点検、定期自主検査等を実施し、技術上の基準に適合するよう維持していること。 (3) 検査主任者を選任し、容器再検査の実施について監督させていること。	(1) 適 不適 (2) 適 不適 (3) 適 不適

保安教育、定期自主検査、危害予防規程等について

基準	項目	判定基準	検査結果
法第 27 条	保安教育	1. 保安教育計画を定めてあるか。 2. 保安教育の実施計画(年間計画等)を具体的に作成し、かつ、実施しているか。 保安教育回数 _____ 回/年 ※保安教育計画に定める保安教育対象者に漏れがないか。 3. 充てん所においては、配送センター、出入りの販売店の職員を含め、高圧ガス移動に関する教育を行っているか。 4. 保安教育内容、結果等が詳細に記録されているか。 ・教育実施者の氏名 ・教育を受けた者の氏名 ・教育資料等 ・その他(教育の写真等) 5. 防災訓練を実施しているか。 内容: _____ 回数: _____ 回/年	1. 適 不適 2. 適 不適 3. 適 不適 4. 適 不適 5. 適 不適
規則第 81 条	定期自主検査	1. 製造設備の自主検査を毎年定期に年 1 回以上実施しているか。 2. 保安係員は当該検査実施の監督を行っているか。 3. 保安係員は定期自主検査の検査記録を作成し、保存しているか。	1. 適 不適 2. 適 不適 3. 適 不適
規則第 63 条	危害予防規程	1. 保安管理体制 届出をした危害予防規程に定める体制と一致しているか。 ①高圧ガス保安統括者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ②高圧ガス保安技術管理者(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ③高圧ガス保安係員(同代理者)の地位、職務は適当であるか。 ④高圧ガス保安係員講習を受講しているか。 受講計画表等が整備されているか。 2. 危害予防規程附属基準類 ① 緊急時の措置及びその訓練に関する基準類が整備されているか。 関係者に訓練が実施されているか。 実施回数: _____ 回/年 ② 大規模地震対策特別措置法の強化地域内にある事業所について、警戒宣言が発せられた場合における対応について整備されているか ③ 津波に係る地震防災対策を講ずるものとして南海トラフ地震防災対策推進基本計画で定める者が設置する事業所について、津波からの避難及び訓練・教育について整備されているか。	1. 適 不適 ① 適 不適 ② 適 不適 ③ 適 不適 ④ 適 不適 ① 適 不適 ② 適 不適 ③ 適 不適

		④-1 大規模地震に係る防災・減災対策について整備されているか ④-2 津波防災地域づくりに関する法律の規定により津波浸水が想定される区域にある事業所については、津波に係る防災・減災対策について整備されているか	④2019.9.1 施行 (施行時に作成済みの事業所は2020.8.31 まで)
規則第 64 条 ～第 71 条	保 安 管 理 組 織	・保安統括者等が選任されているか。 ・保安係員が講習を受けているか。	適 不適
規則第 84 条	異 常 時 体 制	・危害予防規程の届出をした体制が出来ているか。	適 不適

危害予防規程の変更の履歴

	届出（認可）年月日	受付番号	変更の内容
制定	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	
改訂	年 月 日	第 号	

保 安 管 理 組 織 表

【 年 月 日現在】

保 安 統 括 者	保 安 統 括 者 代 理 者
職名	職名
氏名	氏名
免状の種類	免状の種類
選任 年 月 日	選任 年 月 日

保 安 技 術 管 理 者	保 安 技 術 管 理 者 代 理 者
職名	職名
氏名	氏名
免状の種類	免状の種類
選任 年 月 日	選任 年 月 日

I	II	III	IV
保 安 係 員	保 安 係 員	保 安 係 員	保 安 係 員
職名	職名	職名	職名
氏名	氏名	氏名	氏名
免状の種類	免状の種類	免状の種類	免状の種類
選任 年 月 日	選任 年 月 日	選任 年 月 日	選任 年 月 日
保安係員講習受講年月日 年 月 日	保安係員講習受講年月日 年 月 日	保安係員講習受講年月日 年 月 日	保安係員講習受講年月日 年 月 日
保 安 係 員 代 理 者	保 安 係 員 代 理 者	保 安 係 員 代 理 者	保 安 係 員 代 理 者
職名	職名	職名	職名
氏名	氏名	氏名	氏名
免状の種類	免状の種類	免状の種類	免状の種類
選任 年 月 日	選任 年 月 日	選任 年 月 日	選任 年 月 日

(参考事項) 保安検査周期表

保 安 検 査 周 期												
	設備 \ 年度 (西暦)	周期	設備等	21	22	23	24	25	26	27	28	29
1	製造設備の冷却の用に供する可燃性ガス及び毒性ガス以外のガスを冷媒とする冷凍設備	3 年	()									
2	製造設備の冷却の用に供する冷凍設備 (1 に掲げるものを除く。)	2 年	()									
3	専ら液化アルゴン、液化炭酸ガス、液化窒素及び液化酸素の貯槽(二重殻真空断熱式構造のものに限る。)に接続された気化器により当該液化ガスを気化するための高圧ガス設備(ポンプ又は圧縮機が接続されたものを除く。)	3 年	()									
			()									
4	液化酸素の気化器(超低温容器に接続されたものに限る。)	2 年	()									
5	空気圧縮装置及び不活性ガス圧縮装置	2 年	()									
6	アキュムレータ	2 年	()									
			()									
			()									
7	J I S B 8 2 1 0 (1 9 9 4) 蒸気用及びガス用ばね安全弁(揚程式でリフトが弁座口の径の 15 分の 1 未満のもの呼び径が 2 5 未満のソフトシート形のものと及び 8 に掲げるものを除く。)	2 年	()									
			()									
			()									
8	J I S B 8 2 1 0 (1 9 9 4) 全量式の蒸気用及びガス用ばね安全弁(呼び径が 2 5 未満のソフトシート形以外のものであって法第 35 条第一項第二号の認定に係る特定施設に係るものに限る。)	4 年	()									
			()									
			()									
9	7 及び 8 以外の安全弁	1 年	()									
			()									
			()									
10	圧力計	2 年	()									
			()									
			()									
11	温度計	2 年	()									
			()									
			()									
12	空気液化分離装置	2 年	()									

※実施済みを●、実施予定を○で表記してください。

次に掲げるものは保安検査を受ける必要のない施設(一般則及びコンビ則の場合)
・ガス設備以外の製造施設(ただし可燃性ガス及び毒性ガスのガス設備を設置する製造施設並びに容器置場は必要。)
・可燃性ガス及び毒性ガス以外のガス設備(高圧ガス設備を除く。)
・液化アルゴン、液化炭酸ガス又は液化窒素の気化器(超低温容器又は低温容器に接続されるものに限る。)
・配管であって、当該高圧ガス等による化学作用によって変化しない材料を使用したもの。
・処理能力が 1 0 0 m ³ /日(不活性ガス又は空気である場合にあっては 3 0 0 m ³ /日)未満の独立非連結の製造施設(ガス設備で他の製造施設と接続されていないもので、かつ他の製造施設に支障を及ぼすおそれのないもの。)
・認定指定設備

保安統括者等届出のタイミングについて

保安統括者	選任・解任の都度
その代理者	選任・解任の都度
保安技術管理者・保安係員	8月1日～7月31日にあった選任・解任の状況をその後遅滞なく届出
その代理者	届出不要
冷凍保安責任者	選任・解任の都度
その代理者	選任・解任の都度
販売主任者・特定高圧ガス取扱主任者	選任・解任の都度
その代理者	代理者制度なし